重要事項

当事業所はご契約者に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定を受けられていない方、要介護認定の結果「自立」と認定された方が対象となります。

												<	$\Diamond \bullet$	▶ ▮	1	欠◀	> <	>													
	1.	施設経常	営法	人	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
	2.	ご利用が	施設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
	3.	施設設值	崩の	状:	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
	4.	職員の西	配置	状:	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	
	5.	事業の	目的	ا ح	運	営	0)	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	
	6.	施設サー	ービ	ス	(D)	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	
	7.	協力医療	療 機	関	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	
	8.	苦情の意	受付	に・	0	Ŋ	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	
	9.	非常災害	害時	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
1	0.	当施設、	ご利	用	の	際	に	留	意	L	て	<i>(</i> \	た	だ	<	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
1	1.	衛生管理	里及	び	感	染	対	策	に	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	
1	2.	虐待防」	止に	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	
1	3.	身体拘束	束等	に	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	
1	4.	業務継続	続計	画	の	策	定	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛生福祉会
- (2) 法人所在地 高知県宿毛市平田町戸内1813番地1
- (3) 電話番号 TEL 0880-66-1188 FAX 0880-66-1195
- (4) 代表者名 理事長 筒井 章仁
- (5) 設立年月日 平成2年4月1日

2. ご利用施設

- (1) 事業所名 ケアハウス すくも
- (2) 所在地 高知県宿毛市平田町戸内1824番地
- (3)管理者名 施設長 上村 晃司
- (4) 電話番号 TEL 0880-66-2600 FAX 0880-66-2601
- (5) 指定番号 高知県知事指定第3970900175号

3. 施設設備の状況

①建 物

耐 火 構 造 3 3 7 5 . 5 m² <u>簡 易 耐 火構 造 0 ㎡</u>

計 3 3 7 5 . 5 m²

②設 備

設備	室数	床面積	設備	室数	床面積
居 室	室	m²	浴室	室 2	m² 3 3 . 2
単り	2 6 1 2	2 3 . 8 3 5 . 3	脱 衣 室 小 浴 室	2 2	2 7 . 4 2 0 . 9
夫婦部屋	6	4 4 . 0	洗 濯 室	1	25.2
一時介護室	1	46.2	事務室	1	25.1
機能訓練室		90.2	職員詰所	1	4 5 . 6
娯 楽 室 日常動作訓練室	2 1	2 3 . 1 4 6 . 2	宿 直 室 地域交流ルーム	1	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
食 堂	1	152.8			
図 書 室	1	23.8			

③居室状况

			居室付属設備							
	室数	床面積	浴室 シャワー	洗面台	トイレ	調理設備	冷暖房			
単身タイプ	2 6	23.8	シャワーのみ	有	有	有	有			
モデルタイプ	1 2	35.3	有	有	有	有	有			
夫婦部屋	6	44.0	有	有	有	有	有			
合 計	4 4 室	1 3 0 4 . 0 m ²								

4. 職員の配置状況

(1)職員配置

職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職	員	機能訓 指導員	練	介護支援専門員(計画作成担当者)	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤 (人)	1	0	1	1	1 2	0	0	1	1	0
非常勤(人)	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
常勤換算後										
の人数(人)	1.0		2.3		1 2. 8		(0	. 5)	1	
基準上の最										
少人数	1		1		1]	1	1	

[※]介護職員数は利用者の人数に応じて変動します。

(2)職員の勤務態勢

職種	勤	務 態 勢
管 理 者	• 勤務時間	(8:30~17:30)常勤で兼務
生活相談員	日勤 ($(8:30\sim17:30)$
	($(9:00\sim18:00)$
介護支援専門員	日勤 ($(8:30\sim17:30)$
	($(9:00\sim18:00)$
	早出 ($(7:00\sim16:00)$
介護職員	日勤 ($(7:30\sim16:30)$
	($(8:00\sim17:00)$
	($(8:30\sim16:30)$
	($(9:00\sim18:00)$
	($(9:30\sim18:30)$
	($(10:00\sim19:00)$
	遅出 ($(1\ 3\ :\ 3\ 0\sim 2\ 2\ :\ 3\ 0)$
	($(14:10\sim23:10)$
	夜勤	(23:00~翌8:00)
	((23:30~翌8:30)
看護職員	•勤務時間	$(7:30\sim16:30)$
(機能訓練指導員)	($(8:30\sim17:30)$
	(9:00~18:00)

(3) 営業日 年中無休

5. 事業の目的と運営の方針

事業目的	ご契約者のため、プライバシーや自由が保障されているケアハウスの運営を通して、地域の高齢者福祉に貢献することを目的とする
施設運営方針	ご契約者の生活支援と敬愛することを基本理念とし、地域や身元引受人との結びつきを大切に、家庭的で温かい雰囲気の中で個々にあったサービスを提供し、心身の健康の維持を図る。

6. 施設サービスの概要

(1) 施設サービス

(1)旭設サービス		
種類	内容	利用料
食事	・栄養士が献立を立てて、食事提供します。(食事は給付対象外) ・食事は原則として離床して食堂	介護報酬の告示上の額 但し、法定代理受領の場合
入浴	・4階浴室にて毎日入浴する事が出来ます。	
相談及び援助	・生活相談員が対応します	
通院	・状況に応じ、筒井病院への通院介助を行います。	
レクリエーション行事	・施設行事計画にそったレクリエ ーション行事を企画します。	
事故への対応	・事故が発生した場合には、代理 人への報告と事故への速やか な対応、行政への報告を行いま す。	

(2) 利用料金(1月あたり)

	一般利用者		- - 2	基本	利	用料		
	年収による階層区分	生活費	事務費		管理	費	水道料	合計金額
				一般部	屋	24,600円		81,736円
1	1,500,000円以下	46,336円	10,000円	モデル	部屋	36,000円	800円	93,136円
				夫婦部	屋	22,500円		79,636円
				一般部	屋	24,600円		84,736円
2	$1,500,001$ 円 \sim $1,600,000$ 円	46,336円	13,000円	モデル	部屋	36,000円	800円	96,136円
				夫婦部	屋	22,500円		82,636円
				一般部	로	24,600円		87,736円
3	$1,600,001$ 円 \sim 1,700,000円	46,336円	16,000円	モデル部	邻屋	36,000円	800円	99,136円
				夫婦部具		22,500円		85,636円
				一般部	屋	24,600円		90,736円
4	$1,700,001$ 円 \sim $1,800,000$ 円	46,336円	19,000円	モデル部	邻屋	36,000円	800円	102,136円
				夫婦部具	屋	22,500円		88,636円
				一般部		24,600円		93,736円
5	$1,800,001$ 円 \sim $1,900,000$ 円	46,336円	22,000円	モデル部		36,000円	800円	105,136円
				夫婦部具		22,500円		91,636円
				一般部		24,600円		96,736円
6	$1,900,001$ 円 \sim $2,000,000$ 円	46,336円	25,000円	モデル部		36,000円	800円	108,136円
				夫婦部具		22,500円		94,636円
				一般部		24,600円		101,736円
7	$2,000,001$ 円 \sim $2,100,000$ 円	46,336円	30,000円	モデル部		36,000円	800円	113,136円
				夫婦部具		22,500円		99,636円
				一般部		24,600円		106,736円
8	$2,100,001$ 円 \sim $2,200,000$ 円	46,336円	35,000円	モデル部		36,000円	800円	118,136円
				夫婦部具		22,500円		104,636円
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			一般部		24,600円		111,736円
9	$2,200,001$ 円 \sim $2,300,000$ 円	46,336円	40,000円	モデル語		36,000円	800円	123,136円
				夫婦部具		22,500円		109,636円
1.0	2 200 001	40.000	4.5 000 H	一般部		24,600円		116,736円
10	$2,300,001$ 円 \sim $2,400,000$ 円	46,336円	45,000円	モデル語		36,000円	800円	128, 136円
				夫婦部具		22,500円		159,636円
	2 400 001 2 500 000	4.0 0000	5 0 000 M	一般部		24,600円	000	121,736円
11	$2,400,001$ 円 \sim $2,500,000$ 円	46,336円	50,000円	モデル語		36,000円	800円	133,136円
				夫婦部具		22,500円		119,636円
1.0	2 500 001 []	46 000 TT	50 040 TT	一般部		24,600円	000	124,976円
12	2,500,001円以上	46,336円	53,240円	モデル語		36,000円	800円	136,376円
				夫婦部具	至	22,500円		122,876円

[※]一般利用者の「事務費」の上限額(53,240円)は、特定施設利用者数や県からの改定通知で変動する事があります。

^{※11}月~3月までの間は、冬季加算として月1,968円が加算されます。

(3) 利用料お支払い方法

利用料は1ヶ月ごとに計算し請求しますので、毎月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア 当施設窓口での現金支払
- イ 郵便局口座からの自動引き落とし
- ウ 幡多信用金庫からの自動引き落とし
- エ 下記指定口座への振込

幡多信用金庫 平田支店(普通) 0104741 (口座名義) ケアハウスすくも 理事長 筒井大八

(4)介護の場所

ご契約者にとって適切なサービスを提供する為に必要な場合には、居室の他、一時介護室においてサービスを提供します。その必要性の判断は、ご契約者の意思を確認し、ご契約者の主治医もしくは医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。

7. 協力医療機関

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。(但し、下記の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証や義務づけるものではありません。)

(1)協力医療機関

名 称	主な診療科名
筒 井 病 院	内科 消化器科 循環器科 呼吸器科 整形外科
	放射線科 リハビリテーション科
二神歯科医院	歯科

8. 相談窓口、苦情対応

・当事業所では社会福祉法第82条の規定により、入居者(又はその家族)からの「苦情」や「ご要望」に対し、適切に対応していくための体制を整えています。

(1)サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

	電話番号	0880-66-2600
苦情受付担当者	FAX番号	0880-66-2601
(お客様相談窓口)	生活相談員	土居 一成
	対応時間	月~金 8:30~17:30
苦情解決責任者	施設長	上村 晃司
第三者委員	高倉 真弓	(連絡先 1~10880-66-1220)
第二日安貝 	細川 和子	(連絡先 1至0880-66-1232)

(2)苦情の解決方法

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。 なお、第三者委員会に直接苦情を申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出 人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。 その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。 なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ・第三者委員による苦情内容の確認
- 第三者委員による解決案の調整、助言
- ・話し合いの結果や改善事項等の確認

(3) 高知県運営適正化委員会の紹介

当事業所で解決困難な苦情は、高知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会(福祉サービス困りごと解決委員会)に申し出ることができます。

高知県運営適正化委員会	電話番号	088-802-2611
(福祉サービス困りごと解決	FAX番 号	088-872-6211
委員会)	対応日時	月曜日~金曜日 9:00~16:00

(4) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立ができます。

	所在地	宿毛市桜町2番1号
 市町村介護保険相談窓口	電話番号	0880-63-1113
门 "	FAX番号	0880-63-0174
	対応日時	8:30~17:00
	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
高知県国民健康保険団体連合会	電話番号	088-820-8410 • 8411
(国保連)	FAX番号	088-820-8413
	対応日時	8:30~17:15

9. 非常災害時対策

非常時の対応	「社会福祉法人愛生福祉会消防計画」に基づき対処いたします。					
近隣との協力関係	平田町消防団					
平常時の訓練等	「ケアハウスすく	も消防計画」	に基づき年2回			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等		
防災設備	スプリンクラー	有	防火扉	8		
	避難階段	2	屋内消火栓	1 2		
	自動火災報知器	有	非常通報装置	有		
	誘導灯	3 8	漏電火災報知器	有		
	消化器	2 3	自家発電設備	有		
	カーテンは防炎性能のあるものを使用しています。					
消防計画	消防署への届出日 : 平成11年12月6日					
	防火管理者	: 楠	律生			

10. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に 申し出て下さい。
嘱託医師以外の医療機関への受診	特に制約はありません。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
迷惑行為等	騒音等他のご契約者の迷惑になる行為はご遠慮願 います。
所持品の管理	ご自身での管理をお願い致します。
現金等の管理	原則としてご自身での管理ですが、必要に応じてご 相談の上、お預かりできます。
動物の飼育	小鳥、魚類等以外のペットの持ち込み及び飼育はお 断りします。

11. 衛生管理及び感染対策

事業所は、入居者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、 衛生的な管理に努めとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各 号に揚げる措置を講じます。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6

月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修 及び訓練を定期的に実施する。

12. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の 措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 13. 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施する。

14.業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設 入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業 務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修 及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の 3 変更を行うものとする。

令和 年 月 日

ケブ しました。

ケアハウスすくも 説明者	一般入	、居契約にあたり	、上記により重要事項を説明し
	氏	名:	印
説明を受けました			
契約者			
	<u>住</u>	所:	
	氏	名:	印
代理人			
	<u>住</u>	所:	
	氏	名:	印
	続	柄 :	

ケアハウスすくも重度化対応指針

はじめに

一般入居契約入居者は、介護を必要としない高齢者で、比較的安定した方たちを対象としている。しかし、長い年月を過ごす上で、加齢や疾患によって、重度化していく事は必至であると予想される。

そうした中、入居者が安心してケアハウスでの生活が維持できる環境を整え、重度化に対応していくために本方針を定める。

1. 目的

一般入居契約入居者が、病状の重度化や加齢により衰弱しても、可能な限り安心して生活が維持できるように支援し、また、本人が希望する生活をしていく事が出来る様に、家族、医療関係者と協力して対応していく。

2. 重度化した状態の判断

主治医の判断が基本である。主には、次の状態のとおりである。

- 1) 多様な疾患の重度化
- 2) 加齢による衰弱
- 3)癌などの疼痛出現
- 4) その他

3. 基本的な姿勢

病状が重度化した入居者が、疼痛や苦痛がなく、本人、家族が望むような生活が可能な限り継続できるように、医療機関、家族と連携して対応していく。

4. 家族との連携

重度化の対応を行っていくために、本人、家族とのコミュニケーションを密に図り、信頼関係を築き、共に協力し合い、できる限り本人、家族に満足していただけるように、連携しながらケアを提供していく。

5. 看護職員体制

入居者の重度化、医療ニーズの増大等に対応するため、看護師1名以上 を配置し、看護責任者を定める。

看護職員により、入居者に対し日常的な健康管理等を行うと共に、夜間等において看護職員不在の場合にも、入居者の容態の変化に対応できるように、24時間連絡体制を確保する。

	6		医	療	機	関	لح	\mathcal{O}	連	携
--	---	--	---	---	---	---	----	---------------	---	---

主治医の指示、指導のもと、必要な医療を行いながら、時に入院による病院での医療も想定し、医療機関とも連携していく。また、併設病院との協力体制により、緊急時には医師または看護師等が24時間連絡、訪問できる体制を確保する。

私は本書面による説明を受け、これに同意します。

令和 年 月 日

契	! 約 者	•	
	住	所	
	氏	名	 ŒĐ
代	理 人		
	住	所	
	氏	名	 ED
	続	柄	